

女性に対する暴力に関するワーキング・グループにおける論点

基本問題・計画専門調査会

女性に対する暴力に関するワーキング・グループ

I 現状認識

【施策の推進状況】

(1) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり

- ・ 毎年 11 月 12 日から 25 日の 2 週間、「女性に対する暴力をなくす運動」を実施（内閣府、関係省庁）。
- ・ 被害女性の二次被害の防止や精神的被害の回復を図るため、性犯罪、配偶者暴力等の被害女性から事情聴取を行う女性警察官やカウンセリングを行える職員を確保（警察庁）
- ・ 女性相談交番の指定、鉄道警察隊における女性被害者相談所の設置（警察庁）
- ・ 法務局に設置されている「女性の人権ホットライン」を全国共通電話番号化、インターネット人権相談受付窓口を開設し 24 時間 365 日相談受付（法務省）
- ・ 若年層を対象とした女性に対する暴力の予防啓発教材の開発（内閣府）
- ・ インターネット上の有害情報を調査するサイバーパトロールやインターネットホットラインセンターからの通報により、有害情報の把握、削除を実施（警察庁）

(2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

《主な実施施策》

- ・ 配偶者暴力防止法の改正・施行（平成 20 年 1 月）
- ・ 配偶者からの暴力被害者に対する最寄りの相談窓口を紹介する自動音声案内サービス「DV相談ナビ」の提供（内閣府）
- ・ 地方公共団体の DV 相談担当者を対象とした配偶者からの暴力被害支援セミナーの実施（内閣府）
- ・ 配偶者からの暴力被害者支援アドバイザー派遣事業の実施（内閣府）
- ・ 婦人相談所における配偶者からの暴力被害者の一時保護委託の実施（厚生労働省）
- ・ 婦人相談所における DV 等に関する相談・援助等において、弁護士等による法的な調整や援助を得る法的対応機能強化事業の実施（厚生労働省）

《主な政策効果》

- ・ 何度も配偶者からの暴力の被害にあったことがある女性の割合（平成 17

- 年 10.6%、平成 20 年 10.8%) は、3 年間でほとんど変化していない。
- ・ 平成 20 年に検挙した配偶者間における殺人、傷害、暴行事犯のうち 91.7% が女性であり、暴行、傷害については平成 12 年より増加傾向が続いている。
 - ・ 配偶者暴力支援センターの相談件数は、平成 20 年度 68,189 件、警察に寄せられた配偶者暴力関連相談は 12 万 6,052 件であり、いずれも増加が続いている。
 - ・ 配偶者暴力支援センター設置件数は平成 21 年 12 月 7 日現在で 182 件、うち市町村が設置する施設は 14 市区町 15 施設であった。平成 19 年に配偶者暴力防止法で市町村での配偶者暴力支援センターの設置が努力義務化されたものの、市町村での設置が余り進んでいない。
 - ・ 平成 20 年の保護命令発令件数は 2,524 件で平成 13 年以来増加傾向にある。
 - ・ 平成 20 年度に、婦人相談所において一時保護された女性のうち、夫等の暴力を入所理由とする女性は 4,666 人で全体の 70.6%を占めている。婦人相談所により一時保護された女性及び同伴家族の数をみると、平成 13 年度から平成 16 年度にかけて増加し、その後は微増減の傾向にある。

(3) 性犯罪への対策

《主な実施施策》

- ・ 性犯罪捜査の指揮、指導等に当たる「性犯罪捜査指導官」及び性犯罪捜査指導官の補佐等に当たる「性犯罪指導係」を各都道府県警察に設置（警察庁）
- ・ 「性犯罪被害 110 番」や「＃9110 番」等を各都道府県警察本部に設置（警察庁）
- ・ 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法が改正され（19 年 6 月）、①裁判所は、性犯罪等の被害者の氏名等について、公開の法廷でこれを明らかにしない旨の決定ができる、②検察官は、証拠開示の際、被害者の氏名等が明らかにされることにより、被害者等の名誉が害されるおそれなどがあると認めるときは、弁護人に対し、被害者等の氏名がみだりに他人に知られないようにすることを求めることができるなど、刑事手続きにおける被害者等に関する情報の保護が図られることとなった（平成 19 年 12 月 26 日施行）（法務省）
- ・ 「大規模災害や犯罪被害等による精神科疾患の実態把握と介入方法の開発に関する研究」の中で、DV 被害母子の追跡支援や、医療現場における性暴力被害の実態を調査し、性暴力被害者の心理ケアプログラムを策定。（厚生労働省）

- ・ 小学校の新学習要領の総則に、「情報モラルを身につける」を明記、高等学校の新学習要領の総則においても「情報モラルを身につける」を明記するとともに、高等学校の共通教科である「情報」を再構成し、「社会と情報」「情報の科学」の2科目構成（選択必修）とした。（文部科学省）

《主な政策効果》

- ・ 異性から無理やり性交された経験のある女性は7.3%。被害の時期は20歳代が38.2%と最も多いが、「中学生の時」(4.9%)、「小学生の時」(12.2%)、「小学校入学前」(3.3%)と低年齢で被害を受けている者も約2割を占め、子どもの性的暴力の被害者が少なくない。（内閣府）
- ・ 異性から無理やりに性交されたことがある女性のうち、誰にも相談しなかった者は62.6%もあり、性的被害を受けた場合の相談体制の整備が余り進んでいない。（内閣府）
- ・ 平成20年の強姦及び強制わいせつの認知件数は、強姦1,582件、強制わいせつは7,111件となっており、いずれも平成16年から減少傾向にある。検挙率は、強姦83.8%、強制わいせつ50.0%と、いずれも平成16年から上昇傾向にある。（警察庁）
しかしながら、被害者が親告しない等により顕在化していない事犯が相当程度存在している可能性がある。

(4) 売買春への対策の推進

《主な実施施策》

- ・ 売春防止法、児童買春・児童ポルノ法に基づく取締り及び被害者保護（警察庁）
- ・ 携帯電話等のフィルタリングの利用促進に重点をおいた対策を推進するため非行防止教室、サイバーセキュリティに関する講習等への参加を促進（文部科学省、警察庁、総務省、経済産業省、平成18年度～）
- ・ 「児童生徒の規範意識を育むための教師用指導資料（非行防止教室を中心とした取組）を作成、各教育委員会・学校等へ配布（文部科学省、警察庁）
- ・ 高校生向け広報用リーフレットの作成・配布を実施したり、警察庁ホームページに出会い系サイトに係る犯罪予防のための情報をわかりやすくまとめたコンテンツを掲載、サイトの危険性等について注意喚起を実施（警察庁、平成17年～）

《主な政策効果》

- ・ 平成20年の売春関係事犯に係る要保護女子総数は1,794人のうち、24.1%（前年比5.8%増）が未成年者であり、若年化が進んでいる。
- ・ 平成20年の児童買春の検挙件数は1,056件。うち出会い系サイトを利用

したものが 50.3%あり、インターネットの普及が買春に大きく影響していると考えられる。

(5) 人身取引への対策の推進

《主な実施施策》

- ・ 人身取引対策行動計画の改定（平成 21 年）（内閣官房及び関係省庁）
- ・ 改正風営適正化法（平成 18 年 5 月施行）を適正に運用し、風俗営業等に係る人身取引事案の防止等を推進（警察庁）
- ・ 入国管理局においては、入管法の一部改正（平成 17 年 7 月 12 日施行）、在留資格「興行」に係る上陸許可基準を定める省令の改正（平成 17 年、18 年）をするとともに、人身取引の防止・撲滅及び被害者の保護を推進。（法務省）
- ・ 少年の福祉を害する犯罪や人身取引事犯の被害者となっている子どもや女性の早期保護等を図るため「子どもや女性を守るための匿名通報モデル事業」を運用（警察庁 平成 19 年度～）

《主な政策効果》

- ・ 平成 20 年に警察において確認した被害者数は 36 人（前年比 7 人減）、国別にはタイ人 50.0%、フィリピン人（19.4%）、中国人（台湾）13.9%であった。

(6) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

《主な実施施策》

- ・ 男女雇用機会均等法及び同法に基づく「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上配慮すべき事項についての指針」を改正し、事業主が講ずべきセクシュアル・ハラスメント防止措置を強化するとともに、男性に対するセクシュアル・ハラスメントも法の対象に含めた。（厚生労働省 平成 19 年 4 月施行）
- ・ 大学等に対してセクシュアル・ハラスメント防止について周知（文部科学省）
- ・ 教育職員の任命権者に対し、児童生徒に対するわいせつ行為には厳正な対応をすることを通知（文部科学省）
- ・ （財）日本体育協会では「財団法人日本体育協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン」を制定。加盟団体に配布し、ホームページにて公開し、スポーツ界におけるセクシュアル・ハラスメント防止意識の情勢に努めている。（文部科学省）

《主な政策効果》

- ・ 平成 20 年度に都道府県労働局雇用均等室に寄せられた男女雇用機会均等法に関する相談のうちセクシュアル・ハラスメントに関するものは 13,529 件（前年 15,799 件）であった。うち、女性労働者からの相談件数は 60.2% を占める。

(7) ストーカー行為等への厳正な対処

《主な実施施策》

- ・ 平成 17 年 11 月、平成 20 年 1 月及び平成 21 年 3 月にストーカー規制法の運用を見直すことによりストーカー事案への対応の強化を図りつつ、同法に基づく迅速な警告と適正な取締りを実施。（警察庁）
- ・ 「ストーカー対策マニュアル」を作成し、各都道府県警察に配布（警察庁 平成 18 年、20 年）
- ・ 性犯罪捜査に従事している者等を対象とした全国レベルの専科教養「性犯罪捜査専科」を実施（警察庁）

《主な政策効果》

- ・ 平成 20 年の警察庁に報告があったストーカー認知件数は 14,657 件（前年比 8.9%増）。被害者の 90.3%が女性であり、加害者の 90.1%が男性である。

※ メディアにおける性・暴力表現への対応

- ・ 「バーチャル社会のもたらす弊害から子どもを守る研究会」を開催し、バーチャル社会が子どもにもたらす弊害やその対策の現状と問題点、今後の取組強化の方向性について検討（警察庁）
- ・ 青少年を取り巻くメディア上の有害情報をめぐる深刻な問題に対して、地域における有害環境対策の推進体制の整備を図るモデル事業を実施、啓発資料の作成・配布、全国フォーラム及び調査研究を実施（文部科学省 平成 16 年～19 年）
- ・ 都道府県単位での「プロバイダー等連絡協議会」の設置を推進、官民一体となったわいせつ情報等の違法・有害情報を排除（警察庁）
- ・ サイバーパトロールや一般のインターネット利用者からの情報に関する通報を受理するインターネットホットラインセンターからの通報等により、これらの情報の把握・削除依頼に努め、違法情報には厳正な取締りを推進。（警察庁）
- ・ 総務大臣より携帯電話事業者等に対し、フィルタリングサービスの導入促進及び改善に向けた自主的取組を強化するよう要請（総務省 平成 18 年、

19 年、20 年)

- ・ フィルタリングソフトの無償提供やシンポジウムの開催等を通して、フィルタリングの普及啓発を実施（経済産業省 平成 17 年～）
- ・ 東京都青少年問題協議会が「メディア社会が広がる中での青少年の健全育成について」を答申（平成 22 年 1 月）。その中で、子どもを性の対象として取り扱うメディアの現状を改善するための方策等を答申。

Ⅱ 男女共同参画基本計画（第 3 次）に向けた論点

【目標】

- ・ 女性に対する暴力は、重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題であり、その根絶に向けて努力を続けなければならない。
- ・ 女性に対する暴力は社会的問題であるとともに、男女の固定的な役割分担、経済力格差など我が国の男女が置かれている状況に根ざした構造的問題として把握し、対処していく必要がある。また、インターネットや携帯電話の普及等により、暴力の形態は変化し、多様化してきていることから、社会情勢の変化等に留意しつつ、新しい課題にも目を向ける必要がある。
- ・ このため、社会的認識の徹底等女性に対する暴力を根絶するための基盤整備を行うとともに、防止対策、被害者保護等について、様々な暴力の形態に応じた幅広い取組を総合的に推進する。

① 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり

【必要性】

- ・ 女性に対する暴力は重大な人権侵害であり、決して許されないものであるとの認識を広く社会に徹底することが必要
- ・ 被害者が相談しやすい体制の整備が必要
- ・ インターネットや携帯電話の普及等の社会変化に留意した防犯対策、安全対策の推進が必要
- ・ あらゆる形態のメディアにおける女性を対象とした性・暴力表現は女性に対する人権侵害であり、許容しない社会風土の醸成が必要
- ・ 暴力の実態をより把握できるデータの取り方の工夫が必要
- ・ 加害者及び被害者になることを防止するための予防啓発の推進が必要
- ・ 被害者支援における官民連携の推進が必要
- ・ 子ども、外国人、障害者等に配慮した防止・支援対策が必要
- ・ ストーカー行為等への対策の推進が必要

【取組例】

- 女性に対する暴力の根絶に向けた効果的な広報・意識啓発
 - ・女性に対する暴力をなくす運動、パープルリボン運動の推進
- 若年層を対象とした男女間の暴力の予防啓発の拡充
 - ・暴力を伴わない人間関係の構築 ・被害者への理解のための取組
 - ・自他を大切にする性教育の充実
 - ・学校教育（小・中・高）における予防教育の義務化の検討
- 体制整備
 - ・職務関係者に対する研修の充実
 - ・公務員（国家公務員・地方公務員）に対する研修
 - ・弁護士、検察官、裁判官、警察官、児童相談所、ハローワーク、医療機関等の相談窓口職員を対象とした研修
 - ・弁護士、検察官、警察官による女性に対する暴力の専門チームの育成
 - ・24時間対応の女性の暴力に関するホットラインの整備（多言語）の検討
- 女性に対する暴力の発生を防ぐ環境づくり
 - ・防犯対策の強化（女性を性暴力から守る環境整備の促進）
 - ・犯罪防止に配慮したまちづくり、パトロール、講習会の開催、防犯機器の貸出し等
 - ・加害者の再犯防止対策の促進
 - ・女性に対する暴力を容認しない社会環境の醸成
 - ・性暴力を主題とする映画、漫画、インターネット上の情報、ゲーム等の規制強化の検討
 - ・公の場（吊り広告、テレビ、雑誌、コマーシャル等）における女性を性的な対象とする広告の禁止の検討
- 被害者支援における官民連携の推進
 - ・犯罪被害者等基本法の趣旨を踏まえた団体・機関との連携
 - ・関係機関による協議会等への参加の徹底
 - ・中長期的見守り支援の推進（関係機関の役割の明確化）
 - ・民間支援団体との対等な関係性の構築
- 民間支援団体の実態把握、情報提供、財政支援
- 女性に対する暴力に関する調査研究等
 - ・より実態が把握できるデータの在り方の検討
 - ・複合的暴力被害者や社会的弱者の実態把握
- ストーカー行為への厳正な対処と被害者支援・防犯対策及び学校等における予防教育の推進（教育現場における予防教育の実施）

② 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

【必要性】

- ・ 被害者にとって身近な相談機関である市町村における配偶者暴力防止対策への取組の更なる推進が必要
- ・ 都道府県と市町村の適切な役割分担が必要
- ・ 配偶者暴力防止に向けての意識啓発の推進が必要
- ・ 被害者のニーズに合った相談体制の充実が必要
- ・ 被害者の保護と自立支援の充実が必要
- ・ 児童虐待とも関連が深いことに留意した支援体制の整備が必要
- ・ 若年者に対する予防啓発の徹底が必要

【取組例】

○市町村レベルの取組の推進

- ・ 基本計画策定の義務化の検討
- ・ 市町村における地域教育の推進（地域団体等への意識啓発）
- ・ 支援のナショナルスタンダードの確立による地域差の解消
- ・ 市町村における加害者対応体制の整備（職員研修の強化、研修における官民の連携、首長も含めた配偶者暴力対策への認識の向上）

○広域連携・官官連携・官民連携の促進

- ・ DV目撃は児童虐待であることの再確認と児童相談所への通告を促進
- ・ 統計の改善（市町村、民間団体における保護件数等の実態把握）の検討

○相談体制の充実

- ・ 相談員の質の向上（地域における質の平準化等）
相談員の雇用の安定の促進（相談の継続性・質の確保）
関係機関の職員に対する研修の実施（病院・学校・保健所・保育園等の職員への研修）
- ・ 相談機関の管理者の意識啓発
県主導による市町村の管理職研修の実施
- ・ 実効性のある配偶者暴力相談ワンストップサービスの構築、ワンストップセンターの設置義務化の検討
- ・ 夜間の緊急保護体制の整備
- ・ 相談窓口の周知
- ・ 土日等相談日の拡大、相談時間の延長、24時間ホットラインの設置の検討

○被害者の保護及び自立支援の促進

- ・ 保護（保護命令の速やかな発出のための体制整備、緊急保護命令の導入、退去命令期間の改正の検討（「2ヶ月以内において裁判所の定める期間」、

- 一時保護の処遇決定権の民間団体への付与)
- ・実態把握の促進（より実態を反映した統計の改善）
- ・地域での生活再建に向けた市町村における自立支援プログラムの実施
- 加害者に対する厳正な対処
 - ・加害者の処罰の徹底
 - ・刑務所内の加害者更生プログラムの実施の検討
- 民間支援団体への支援
 - ・民間団体への運営補助の検討
- 交際相手からの暴力の被害者の保護
 - ・若年層の予防啓発の推進（予防教育の義務化、教育の現場における教育課程の設置）
 - ・交際相手・同性愛者間等の暴力の実態把握と被害者への支援・法の対象の拡大（保護命令の対象）の検討
- 広報啓発
 - ・企業における研修（セクハラ研修を実施している場合に同時に実施するなど）の検討

③ 性犯罪への対策の推進

【必要性】

- ・被害者のニーズを踏まえた支援体制の整備
- ・被害者が被害を届け出やすく、訴えることを躊躇しない環境の整備が必要
- ・被害者が相談しやすい体制整備が必要
- ・子どもに対する性暴力対策の推進が必要
- ・被害者の心身の回復への中・長期的に支援できる体制整備が必要
- ・性犯罪への厳正な対処を進めるとともに、被害者のプライバシーの保護及び二次被害の防止が必要

【取組例】

- 性犯罪を潜在化させない社会環境の整備
 - ・被害者が性暴力を犯罪として訴え、相談しやすい体制づくりの推進
 - ・女性の相談員による対応、緊急カウンセリング制度の整備、性暴力被害相談施設の明示化
 - ・人権の視点からの女性の性と健康を考える意識啓発と研究
 - ・性暴力被害者専門のワンストップ支援センターの設置促進（24 時間対応、医師・性暴力専門看護師・警察官等を含む支援チームによる対応、コーディネーターによるワンストップ方式の実施、被害届提出時の支援者の同席、子どもに対する司法面接の実施、シェルター設置、地域における

関係機関の検討会議の設置)

○子どもに対する性暴力への対応

- ・子どもが相談しやすい体制（養護教諭、スクールカウンセラーへの教育）
- ・教師等指導者や管理者に対する啓発（通報義務の周知徹底）
- ・身近な者からの性暴力への対応（人材育成）
- ・シェルターの設置
- ・性暴力に関する実態調査の実施（子どもに対するもの、親・教師からのもの等）
- ・性犯罪被害に遭った時の対応について教育機関で周知することを義務化の検討

○教育・医療・社会福祉施設等及びスポーツ等の分野における性犯罪への対策

- ・指導的立場の者に対する啓発
- ・管理者に対する啓発
- ・指導的立場の者による性犯罪の防止
- ・教職員等から性犯罪者等を排除する仕組の創設
- ・厳正な処罰

○被害者の心身の回復への包括的支援体制

- ・性暴力被害者専門のワンストップ支援センターの設置促進
- ・回復までの中・長期的支援の推進
- ・経済・心身・就労プログラムの実施
- ・医療費、カウンセリング費用の助成
- ・性暴力専門看護師（SANE）と専門コーディネーターの養成
- ・被害者の人権回復のための法的解決支援（同行支援を含む）

○性犯罪への厳正な対応等

- ・強姦罪の見直しの検討（法定刑の引上げ、構成要件の見直し、同意年齢の引上げ、非親告罪化、近親者からの強姦に対する加重規定創設）
- ・警察・検察における性犯罪特別チームの設置
- ・加害者の再犯防止対策（出所者の所在確認、GPS装着等の検討）

○性犯罪被害者のプライバシーの保護や二次被害防止の推進

- ・被害者の負担にならない裁判の在り方の検討
- ・メディアにおける性犯罪用語の的確な使用を促進

④ 子どもに対する性暴力の根絶に向けた対策の推進

【必要性】

- ・児童ポルノ、児童買春、近親者からの性暴力等子どもを対象とする性暴力

は、その子どもの心身を傷つけ、被害者である子どもの一生に大きく影響を与えることが懸念される。子どもは性暴力の対象となりやすい社会的弱者であり、被害者にならないように特別な配慮が必要

- ・ 児童ポルノの排除に向けた総合的対策の推進を行うとともに、児童買春防止対策の強化を図ることが必要
- ・ 被害者である子どもに対する心身の回復、社会復帰への支援を推進することが必要

【取組例】

○子どもに対する性暴力防止のための取組の推進

- ・ 子どもへの性暴力を扱うパソコンソフト等に対する対策
- ・ 身近な者からの性暴力への対応（人材育成）
- ・ 性暴力に関する実態調査の実施（子どもに対するもの、親・教師からのもの等）
- ・ 性犯罪被害に遭った時の対処について教育機関で周知することの義務化を検討
- ・ 適切な性教育の実施

○子どもが相談しやすい体制の整備

- ・ 養護教諭、スクールカウンセラーへの教育
- ・ 教師等指導者や管理者に対する啓発（通報義務の周知徹底）

○子どもを性的対象とすることを容認しない社会づくりの推進

- ・ 児童ポルノ、児童買春の防止対策
- ・ 関係法令の厳正な運用と規制の強化（近親者からの強姦に対する加重規定創設、児童ポルノ法の改正、児童買春の厳罰化の検討）

○家庭及び教育現場における子どもの性暴力への対策の強化

○被害者である子どもの立ち直りに向けた精神的ケアの実施

- ・ 子どものサポートシェルターの設置、カウンセリング等の医療費の助成

○児童ポルノの排除に向けた総合的対策の推進

- ・ 関係法令の厳正な運用と取締りの強化（児童買春の厳罰化、児童ポルノ法の改正（児童ポルノの単純所持罪の新設）、児童ポルノに対するブロッキングの開発と普及促進、警察・検察における子ども専門チームの設置）

○児童買春への対策の強化

- ・ インターネットや携帯電話を介した被害への対応（出会い系サイト、プロフ、SNS等における誘引行為の取締り等）
- ・ 子どものメディア・リテラシーの向上促進
- ・ 保護者の意識啓発

○児童買春の被害者である子ども等に対する適切な対応

- ・被害者である子どもを非行少年としてではなく被害者として扱う体制の整備の検討

⑤ 売買春への対策の推進

【必要性】

- ・売買春への根絶に向けて、関係法令の厳正な運用と取締りの強化を行うとともに、売買春の被害からの女性の保護、心身の回復の支援や社会復帰支援を推進することが必要
- ・売買春防止に向けての教育、啓発が必要

【取組例】

○社会復帰支援の充実

- ・婦人相談所等における自立支援プログラムの見直しと新たな支援策の検討

○被害者等に対する適切な対応

- ・売買春の被害者として保護・支援を行う体制の整備

○売春の相手方に対する対策・売春の周旋行為等の取締りの強化

○児童買春への対策の強化

- ・インターネットや携帯電話を介した被害への対応
(出会い系サイト、プロフ、SNS等における誘引行為の取締り等)
- ・メディア・リテラシーの向上促進
- ・保護者の意識啓発

○啓発活動の推進

- ・売買春防止に向けた広報啓発
企業のCSRとしての取組の促進、高校生等に対する売買春防止教育の推進
- ・若年者の売買春の実態の周知徹底、募集広告の摘発、感染予防の徹底、相談窓口の設置
- ・売買春の実態調査（特に覚せい剤使用の受刑者を対象とする調査）
- ・性教育における売買春防止の視点の導入
- ・漫画、ゲーム等における性・暴力表現の制限

⑥ 人身取引対策の推進

【必要性】

- ・昨年改定された人身取引対策行動計画に沿い、男女共同参画の視点から人身取引防止対策、被害者支援対策等への取組を推進することが必要
- ・若年者を対象とした予防教育の推進が必要

【取組例】

○人身取引対策行動計画に沿った取組の推進

- ・ 人身取引被害の発生状況の把握・分析（適切な実態の把握）
- ・ 多言語ホットラインの運用・運用支援の検討
- ・ 学校教育等における取組（高校生・大学生対象の教育プログラム作りの推進）
- ・ 民間支援団体との連携による支援の充実、被害者のニーズに合わせた支援の実施
- ・ 母国語による支援、医療ケアの充実
- ・ 中長期的保護施策の検討
中長期的保護施設の設置、精神的ケア・リハビリ等の回復支援
被害者の希望による就労支援
- ・ 歴史的・国際的視野に立った広報啓発
- ・ 被害者の希望による在留特別許可の実施の推進
- ・ 男性被害者の保護施策の検討

⑦ セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

【必要性】

- ・ 雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメントについては、男女雇用機会均等法に基づき、企業への啓発、指導の強化を図るとともに、被害者の心理的ケアを図ることが必要
- ・ 教育・医療・社会福祉施設など雇用の場以外におけるセクシュアル・ハラスメントについても、実態を的確に把握するためのデータを収集し、その防止に向けて徹底した対策をとることが必要
- ・ 必要な被害実態の把握が必要
- ・ 若年者を対象とした予防教育の推進が必要

【取組例】

○雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止対策

被害者のニーズに対応した相談体制整備、非正規労働者の相談体制の整備、セクハラ被害が労災に当たる場合があることの周知徹底、事業主の意識改革

○教育・医療・社会福祉施設等における防止対策

- ・ セクハラ相談の実態調査の実施
- ・ 相談担当者交流の促進
- ・ 公立・私立学校における対応状況報告の義務化の検討
- ・ 教育現場等におけるセクハラ防止のための体制整備の促進

- スポーツ・文化芸術分野における指導者等からのセクシュアル・ハラスメント防止対策
- 加害者への厳正な対処
- 被害者の心理的ケアの体制整備の促進

⑧ メディアにおける性・暴力表現への対応

【必要性】

- ・ 雑誌等出版物も含めたあらゆる形態のメディアにおける女性のポルノグラフィは、女性に対する暴力であるとの社会的コンセンサスの形成が必要
- ・ パソコンゲーム等バーチャルな分野において、女性に身体的な暴力を加えたり、強姦するような表現は、国際的にも厳しい批判を受けており、法令の規制の強化についての検討が必要
- ・ インターネットの普及により、女性や子どものポルノグラフィの発信主体が多様化してきたことへの対策が必要
- ・ メディアにおける性・暴力表現の人々への影響に関する調査の実施が必要
- ・ メディア・リテラシーの推進が必要

【取組例】

○メディアにおける性・暴力表現への対応

- ・ メディア産業の性・暴力表現の規制に係る自主的取組の促進（第三者機関の設置による監視・提言等）
- ・ パソコンゲーム等バーチャルな分野における性・暴力表現に対する新たな規制
- ・ メディアにおける性・暴力表現が人々に与える影響についての調査の実施
- ・ 児童ポルノに対するブロッキングの開発と普及促進
- ・ あらゆる形態のメディアにおける女性及び子どもの性・暴力表現が、重大な人権侵害であり、男女共同参画社会形成を阻害する許されない行為であることを社会に認識させるための広報啓発の強化

○メディア・リテラシーの推進

○女性に対する暴力根絶におけるマスメディアの役割の重要性の強調